

整然とした農村景観と

鳥獣害防止対策の積極的な取り組み

1 集落協定の概要

市町村・集落名	城里町 <small>なかごう</small> 仲郷集落			
協定面積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	2.7ha	0ha	0ha	0ha
	(緩傾斜1/100) 2.7ha			
交付金配分方法	個人配分率			50%
	共同取組活動分 (50%)	役員報酬		11%
		道・水路管理費		39%
交付単価	通常単価の8割			
協定参加者	15名 (農業者)			

2 集落の活動内容

集落の共同保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・個別及び共同活動による農道・水路・農地法面・農業用ため池の管理 ・高齢化等により個別の管理が出来なくなった農地の草刈りを共同で実施
多面的機能の確保に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> ・共同活動により周辺林地の下草刈りを実施
生産性・収益性向上に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害防止対策としてイノシシ除けの柵や防護ネットを設置
担い手の育成, 営農の組織化, 法人化に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権の設定により, 通作距離等の関係で耕作を放棄している農地を協定地内で耕作管理



○整然とした農村景観



○美しく維持管理された農地法面



○農道法面での草刈りの様子



○イノシシ対策用防護柵の設置の様子

3 特徴的な取り組み及び成果など

- ・協定地は人家から離れたところに位置し鳥獣被害を受けやすいため、設置された防護柵やネットは、近年増加しているイノシシ対策として大きな効果を挙げている。
- ・高齢化等により、個別の管理が出来なくなった農地の草刈りを共同で実施することで、耕作放棄が回避されていると同時に、周辺林地の下草刈りも行なわれ、適正に農村環境の保全が図られている。
- ・当該協定地は山間に位置し周辺に人家もないため、本事業に取り組み、協定内容に沿った活動を着実に実行することにより、地域の農業の継続と整然とした景観の維持管理が図られている。

小区画・急傾斜での適切な農地保全と

農業生産活動の維持

1 集落協定の概要

市町村・集落名	大子町 <small>さくらまち</small> 桜町集落			
協定面積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	1.5ha	0ha	0ha	0ha
	(急傾斜1/14) 1.5 ha			
交付金配分方法	個人配分率			50%
	共同取組活動分 (50%)	農道・水路管理費		48%
		上記以外		2%
交付単価	通常単価の8割			
協定参加者	9名(農業者)			

2 集落の活動内容

集落の共同保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・水路の泥上げ・清掃及び道路の除草を年4回実施 ・災害時に点検作業を行うことで農地等を適切に管理
多面的機能の確保に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> ・田法面及び周辺林地の下草刈り等の実施 ・農村環境を整備することによるホタルの増加
生産性・収益性向上に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ等の鳥獣害防止のための電気柵等の設置 ・無人ヘリコプターによる共同防除の実施
担い手の育成、営農の組織化、法人化に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等により耕作が困難になりそうな水田は、収穫作業などを協定内の農業者に委託することで作付けを維持



○美しい農村景観



○厳しい傾斜の中でも整備された農地法面



○適切に管理された農地法面と農道



○下草刈りの実施と電気柵の設置

3 特徴的な取り組み及び成果など

- ・県内でも特に傾斜が厳しく、約1.5haに20筆もの水田があるなど小区画で耕作のしにくい環境にあるなかで、本制度への参加により、農業生産活動、中山間地域の環境保全に対する農業者の意欲が喚起されている。
- ・農地法面・農道等の管理をきちんと実施することで、以前にも増してホタルの数が増加し、集落外からも気軽にホタルを見に来ることが出来るようになっている。
- ・急傾斜は法面が大きく管理しにくいなか、年4回の話し合い等を通して個人の意識が高まり、皆で協力して農地を守っていこうとする姿勢が生まれたことで、耕作放棄地の発生を防止している。

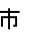


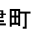


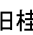

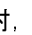

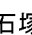


中山間地域等直接支払制度の内容


<中山間地域等直接支払制度とは>

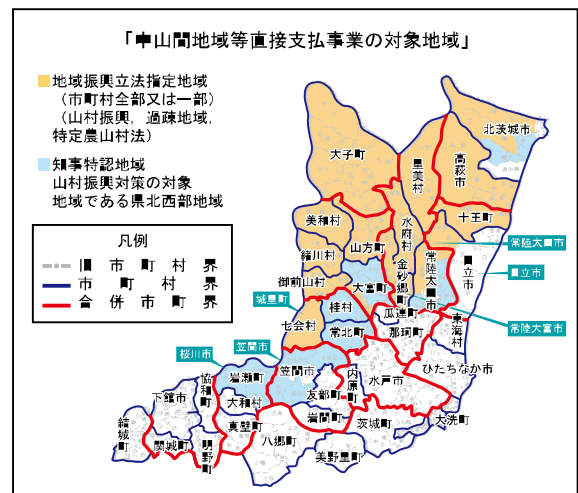
傾斜が多いなど平地に比べ農業生産条件が不利な中山間地域等では、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により水源の涵養や洪水防止といった多面的機能の低下が懸念されています。そこで平成12年度から、適切な農業生産活動が継続的に行われ、中山間地域等有する多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度が始まりました。その後、平成17年度からの第2期対策では、将来に向けた農業生産活動を継続する前向きな活動を促すため、交付単価の助成措置・上乘せ措置等が講じられました。また、平成22年度からは第3期対策となり、集团的サポート型（体制整備単価）や小規模・高齢化集落加算の新設など、高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度に見直されて引き続き実施されています。

<対象地域>

県北西部地域で、特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域及び県知事の特認地域。

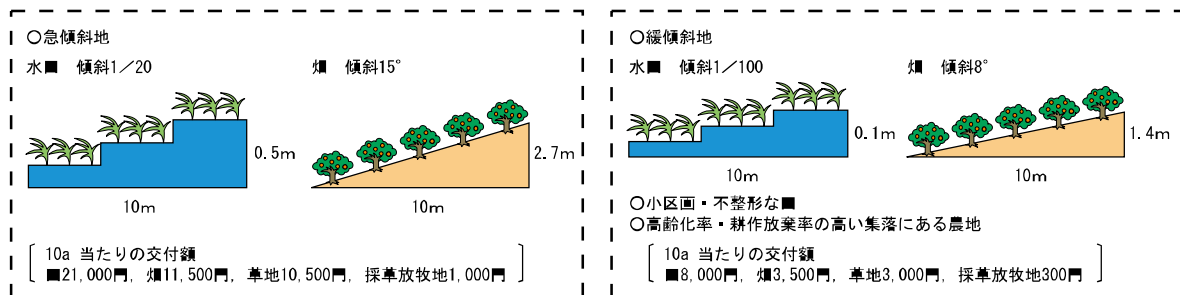
北茨城市（平潟町、大津町、南中郷町を除く）、高萩市、日立市（旧十王町及び中里村）、常陸太田市（旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村及び旧常陸太田市（太田町を除く））、常陸大宮市（旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、旧大宮町（大宮町を除く））、大子町、城里町（旧七会村、旧桂村（坏村、岩船村、沢山村））、旧常北町（石塚町、小松村、西郷村）、笠間市（旧笠間町（笠間町を除く））、桜川市（旧岩瀬町）

※（注）市町村名は、昭和25年2月1日当時の市町村名



<対象農用地及び交付金の通常単価>

対象農用地は、上記地域のうち、農振農用地区内で、1ha以上の一団の農用地（1ha以上の団地、または集落協定に基づく共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上）で、かつ下の図中の傾斜を満たす農用地。交付金の通常単価（右頁参照）は、下の図中に示した金額です。



<集落協定について>

対象農用地における農業者が集落の農業の将来像や保全すべき農用地・水路等について話し合っ、取り組む活動、構成員の役割分担、交付される交付金の使用方法等の協定を結び、市町村長の認定を受ける必要があります。



<対象行為と単価>

○交付単価に段階を設定

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。将来とも農業生産を継続できるような協定で、5年以内（平成26年度迄）に一定の要件を満たす協定には通常単価（10割単価）を、この要件を満たさないものの5年間最低限の活動を行う協定には通常単価の8割の交付となります。

また、より積極的な取り組みを行なう協定には、通常単価に加算措置を講じます。

通常単価

5年間の最低限の活動（右の欄）に加えて、農業生産活動等の体制を整備するための以下の活動

- ①農用地や農地法面、道・水路等の保全マップの作成・実践（必須事項）
- ②地域の実態に即して、次のA・B・Cの要件のいずれかを選択して実施

A要件（以下のいずれか2つを選択）

協定農用地の拡大／機械・農作業の共同化／高付加価値型農業の実践／地場産農作物等の加工・販売／農業生産条件の強化／新規就農者の確保／認定農業者の育成／多様な担い手の確保／担い手への農地集積／担い手への農作業の委託

B要件（右のどちらか1つを選択） 集落を基礎とした営農組織の育成／担い手への農用地の集積化

C要件（集团的サポート型）

集团的かつ持続可能な体制整備（高齢農家でも安心して参加できるよう、共同で支え合う仕組みを集落内で取り決める。）

通常単価の8割

5年間の最低限の活動

- 集落の将来像の明確化に関する5カ年間の活動計画
- 法面の点検、農道や水路の管理等（耕作放棄地の発生防止）
- 景観作物の植付け、周辺林地の下草刈り等（多面的機能の増進）

単価の加算措置

- ①土地利用調整加算・・・担い手への受委託等を一定規模（協定農用地の30%）以上行なえば集落全体に加算（加算単価：10a当たり田500円、畑500円）

- ②規模拡大加算・・・新たに利用権設定等を行なった農用地について加算

（加算単価：10a当たり田1,500円、畑500円）

（注）①と②の重複はない

- ③小規模・高齢化集落支援加算・・・小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ場合に、当該集落の農用地面積に応じて加算（加算単価：10a当たり田4,500円、畑1,800円）

- ④法人設立加算・・・農業生産法人を設立する場合に加算

（加算単価：10a当たり田600～1,000円、畑500円～750円）

<交付金の使用方法>

面積に応じて農業者に支払うだけでなく、集落協定による共同活動をととして、水路・農道等の維持管理費、景観作物の種苗代、農業機械購入のための積立などに使用できます。

ただし、交付金の適正な利用を図るため、共同取組活動に供する交付金の活用方法（目的、内容等）についても、集落協定時において明らかにしておくことになっています。

<交付金の返還>

集落協定の内容が適正に実施されなかった場合は、初年度に遡って交付金の返還を求められる場合があります。

ただし、**農業者の死亡、病気、高齢等の理由により耕作ができなくなった場合や、自然災害を受けた等の理由により営農が困難となった場合には返還を求められません。**

平成23年度における制度の見直しの概要

中山間地域等直接支払交付金

【26,998(26,474)百万円】

対策のポイント

中山間地域等直接支払交付金について、戸別所得補償制度の本格実施に当たり、条件不利地域における適切な補完となるよう、地域振興8法地域内の傾斜地以外の条件不利地を傾斜地並の支援対象とする等の見直しを行います。

<背景/課題>

- ・中山間地域等直接支払制度については、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度として見直した上で、第3期対策（平成22年度～平成26年度）として実施しているところです。
- ・一方、中山間地域等の傾斜地等が本制度の主な対象となっていますが、離島の平地など、傾斜地以外の条件不利地は対象となっていない場合が多いのが現状です。
- ・このため、戸別所得補償制度の本格実施に当たり、地域振興8法地域内の傾斜地以外の条件不利地が傾斜地並の支援対象となるよう見直します。

政策目標

耕作放棄地の発生を防止し、対策期間（平成22年度～平成26年度）において、中山間地域等の農用地7.7万haの減少を防止

<主な内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 26,625(26,100)百万円

戸別所得補償制度の本格実施に当たり、条件不利地域における適切な補完となるよう、以下の見直しを行います。

- (1) 地域振興8法地域内の農用地であって、傾斜地と同等の条件不利性が認められる特認農用地について、傾斜地と同等の条件で交付金を交付します。
- (2) 交付金の2分の1以上は農業者個人に支払うことを原則とします。
なお、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能です。

（補助率：定額（田(急傾斜):21,000円/10a、畑(急傾斜)11,500円/10a 等）
事業実施主体：地方公共団体）

（地域振興8法とは）

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法及び小笠原諸島法です。

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 373(374)百万円

都道府県及び市町村が行う直接支払いの適正かつ円滑な実施を確保します。

（補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体）

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課（03-3501-8359（直））]

中山間地域等直接支払制度の見直しの概要

【26,998(26,474)百万円】

現行制度

中山間地域等直接支払制度については、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度として見直した上で、第3期対策(H22～H26)として実施しているところ。

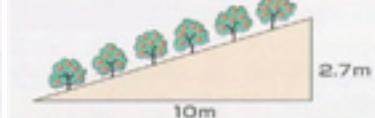
◎〔対象農用地及び交付単価〕(※ 主なもの)

【急傾斜地】(田)



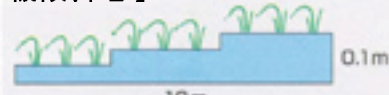
21,000円/10a

(畑)



11,500円/10a

【緩傾斜地】(田)



8,000円/10a

(畑)



3,500円/10a

背景

- 戸別所得補償制度(全国一律単価)の本格実施に当たり、条件不利地域の農地へ適切な不利補正が必要。
- 現行の中山間地域等直接支払制度は、主に中山間地域等の傾斜地等が対象。

見直しのポイント

傾斜地と同等の条件不利性を有する特認農用地を傾斜地並の支援対象とします。

拡充の概要

- ・地域振興8法地域内の農用地(離島の平地等)であって、傾斜地と同等の条件不利性が認められる特認農用地について、条件不利性に応じ傾斜地と同じ条件で交付金を交付します。
- ・緩傾斜単価に限定されていた特認農用地について、条件不利性により急傾斜単価に引き上げます。
田:8,000円 → 21,000円、畑:3,500円 → 11,500円
- ・特認農用地の国費負担率を1/3から1/2に引き上げます。
- ・条件不利地域における戸別所得補償制度の適切な補完となるよう、交付金の1/2以上は農業者個人に支払うことを原則とします。
なお、交付金の用途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能です。

茨城県農林水産部農地局農村環境課

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-4264

FAX 029-301-4269

E-mail nokan3@pref.ibaraki.lg.jp

平成22年12月作成